

専門委員制度の解説と現状



会員 廣瀬 隆行⁽¹⁾

目次

1. はじめに
2. 専門委員の任命とその身分
3. 専門委員の指定・決定
4. 専門委員の事件への関与
5. 専門委員の関与の決定の取消し等
6. 受命裁判官又は受託裁判官が行う手続における専門委員の関与
7. 専門委員制度の現状
8. 専門委員の活用—当事者として—
9. まとめ

.....

1. はじめに

平成 15 年の民事訴訟法の一部改正により、“専門委員制度”が導入された。建築関係訴訟, 医療関係訴訟, 知的財産関係訴訟などは, 専門的な知見を要することがある。そこで, 専門委員制度は, このような事件への裁判所の対応を強化することを目的として導入された制度である。それ故, 専門委員に期待される役割は, 基本的には, 裁判所の必要に応じて手続に機動的に関与し, 裁判所が説明を求める事項について, 専門的知見に基づいた説明をすることである(民訴法 92 条の 2)。専門委員は訴訟手続に関与することとなり, 訴訟の進行などに影響を及ぼすことが想定される。平成 16 年 4 月より“専門委員”が任命され, 専門委員が訴訟に関与し始めた。また, 現在約 30 名の弁理士が専門委員に任命されており, 今後も弁理士が専門委員に任命されることが想定される。以下では特に知的財産関連の専門委員制度を中心として, 専門委員制度とその現状について説明する⁽²⁾。

2. 専門委員の任命とその身分

専門委員は, 専門的な知見に基づく説明をするために必要な知識経験を有する者の中から, 最高裁判所によって任命される(専門委員規則⁽³⁾ 1 条)。具体的には, 諸団体の推薦を受けて, 最高裁判所が専門委員と

して任命するケースが多い⁽⁴⁾。専門委員は, 非常勤の裁判所職員であり, その任免に関し必要な事項は, 最高裁判所規則で定めることとされている(民訴法 92 条の 5 第 3 項)。専門委員は, 特別職の国家公務員であるから, その職務上取り扱った事件について知りえた秘密を守る義務がある(国家公務員法 100 条)。また, 専門委員の報酬として, 別に法律で定めるところにより手当が支給され⁽⁵⁾, 最高裁判所規則で定める額の旅費, 日当及び宿泊料が支給されることとされている(民訴法 92 条の 5 第 4 項, 専門委員規則 7 条)。なお, 専門委員の任期は 2 年であり(専門委員規則 3 条), 再任については特に制限されていない⁽⁶⁾。

3. 専門委員の指定・決定

(1) 各事件における専門委員の指定

裁判所がある事件について専門委員を関与させることを決めた場合, 裁判所は当該事件に関与すべき専門委員を選択し, 当事者の意見を聴いた上で, 専門委員を指定する(民訴法 92 条の 5 第 2 項)⁽⁷⁾。当事者の意見を聴くこととしているのは, 専門委員の関与が適正にされるよう当業者の意向に配慮したためである⁽⁸⁾。専門委員が指定される場合, 指定される専門委員は各事件について一人以上とされる(同 1 項)。即ち, ある事件に対し, 専門委員が指定されない場合もあり, 二人以上の専門委員が指定されることもある。

(2) 専門委員が関与する手続と関与の決定

専門委員が関与する場面は, ①争点又は証拠の整理手続をする口頭弁論及び弁論準備手続の期日(民訴法 92 条の 2 第 1 項前段)及び進行協議期日(民訴規 34 条の 2), ②証拠調べの期日(民訴法 92 条の 2 第 2 項前段), 及び③和解を試みる期日(同第 3 項)である。即ち, 専門委員は, 判決言渡しを除くほぼ全ての訴訟手続に関与することがあり得る。

裁判所は、争点整理手続や証拠調べ手続など（上記①及び②）においては、当事者の意見を聴いて、専門委員の関与を決定する（民訴法 92 条の 2 第 1 項前段、同 2 項前段）⁽⁹⁾。一方、和解手続（上記③）については、当事者の合意を形成することを目的とするという和解手続の性質などにかんがみ、当事者の同意を得た上で和解期日に専門委員を関与させることについての決定をする（同 3 項）。

専門委員の関与により、「当事者の主張立証、裁判の結果に重大な影響を与えることも否定できない」⁽¹⁰⁾。そこで、専門委員を手続に関与させるには、当事者の意見を聴く又は当事者の同意を求めることとしたものである。

専門委員は「訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため必要があると認めるとき」に手続に関与するとされるが（民訴法 92 条の 2）、どの期日のどのような事項について専門委員に説明を求めるかについては、裁判長が決定する（民訴法 148 条等）⁽¹¹⁾。

4. 専門委員の事件への関与

(1) 専門委員の説明

専門委員に求められる事項は、その「専門的な知見に基づく説明」とされている（民訴法 92 条の 2）。専門委員に説明が求められる事項として、技術背景の説明、技術内容に関する説明、出願書類や当事者の主張などの書証に記載される専門用語の説明、実験成績証明書などにおける実験内容の妥当性についての説明、及び出願当時の技術水準などに関する説明などが想定される⁽¹²⁾。この説明により、裁判官及び当事者が事件の技術内容についての理解を深めることができ、訴訟の進行が促されることが期待される⁽¹³⁾。ただし、専門委員制度は争点についての専門委員の「意見」を求めるものではない。また、専門委員の説明は、訴訟資料や証拠資料とはならない。したがって、専門委員の説明を判決の基礎資料とする場合は、当事者がその内容を主張等しなければならない。

(2) 専門委員に対する準備の指示

専門委員は、期日における手続に関与するに当たり、事件を把握するなどの準備をすることが求められる⁽¹⁴⁾。専門委員には、特別の準備をすることを要求される場合があり、裁判長は、専門委員に対し、そのような準備

を指示することができる（民訴規 34 条の 6 第 1 項）⁽¹⁵⁾。裁判長が当該指示をした場合、裁判所書記官が、その旨及びその内容を当事者双方に連絡する（同 2 項）⁽¹⁶⁾。

(3) 専門委員の説明方法

専門委員は、裁判長から説明を求められた事項について、原則として口頭により説明する（民訴法 92 条の 2 各号）⁽¹⁷⁾。専門委員の説明が正確にされていない場合、当事者が不測の不利益を被る事態も想定しうる。そこで、当事者が専門委員の説明を聴いて判断できるように、専門委員は原則として当事者の面前で説明することとされる。そして、当事者には、専門委員の説明に対して意見を述べる機会が与えられる（民訴規 34 条の 5）。専門委員の説明は審理に大きな影響を与えることもありうるから、当事者がこの説明に対して必要な意見を述べることを明らかにしたものである⁽¹⁸⁾。これにより専門委員が関与する手続の信頼性が高められることとなる。

裁判長は、争点整理などの手続において、書面によって専門委員に説明させることができる（民訴法 92 条の 2 第 1 項後段）。専門委員による説明の方法は、上記のとおり口頭又は書面に限られる（同）。専門委員による説明の方法を限定したのは、専門委員の説明を当事者が把握できるようにし、それに対する反論の機会を担保するためである。説明を記載した書面は、期日において提出する場合のほか、期日外に提出する場合も想定される（民訴規 34 条の 3 第 1 項）。この場合、裁判所書記官が、当事者双方に対し、その書面の写しを送付する（同 2 項）⁽¹⁹⁾。これにより、当事者が、専門委員による説明の内容を知ることができることとなる。

(4) テレビ会議システム・電話会議システムを利用した専門委員の関与

専門委員が手続に関与する際に、裁判所が相当と認めるときは、当事者の意見を聴いた上で、音声の送受信による専門委員の関与が認められている（民訴法 92 条の 3）。専門委員を全ての裁判所に配属させることは困難であり、専門委員が期日に裁判所に赴くことが困難な場合も想定されるためである。具体的には、テレビ会議システムや電話会議システムを利用することが想定される。なお、「相当と認めるとき」とは、

専門委員が遠隔の地に居住しているときのほか、裁判所へ赴けないことに相当な理由がある場合などである⁽²⁰⁾。テレビ会議システムなどは、専門委員が指定された日時に、同システムを利用可能な指定された施設（事務所、裁判所、及び大学医学部附属病院等）に赴くことにより、行うことができる⁽²¹⁾。なお、テレビ会議システムの利用は、当事者も利用することができる（民訴法170条3項）。

(5) 専門委員による当事者への発問等

専門委員は、原則として証人等に対して直接質問してはならない。しかし、証拠調べ手続に専門委員が関与することがありうる（民訴法92条の2）。そして、専門委員が証人尋問を聴いた場合、証人等の供述の意味を理解する上で確認したい事項が出ることも想定しうる⁽²²⁾。このような場合、専門委員は、証人等に直接質問することについて裁判長の許可を求めることができる（同後段）。裁判長は、専門委員から発問の許可を求められたときは、当事者の同意を得た上で許可することができる（同）。

なお、証人は自己の記憶に基づく正確な供述をすることが求められる。しかし、証人が専門委員の説明に影響される事態も想定しうる。そこで、裁判長は、当事者の意見を聴いた上で、専門委員が説明する際に証人を一時的に退廷させることができる（民訴規34条の4）。

5. 専門委員の関与の決定の取消し等

(1) 専門委員の除斥・忌避

専門委員は、その専門的な知見に基づき、公平性及び中立性を保ちつつ、裁判官等から求められた事項について説明することが求められる。したがって、所定の場合は、当然にその執務から排除されるべきであり、また執務を遂行することが妥当でない場合もありうる。そこで、所定の理由がある場合は、裁判官に対する規定と同様に、専門委員に関する除斥や忌避に関する規定が設けられている（民訴法92条の6）。ただし、専門委員について除斥又は忌避の申立てがあったときは、その専門委員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあった事件の手続に関与することができない（同2項）。

また、専門委員自らが、除斥や忌避の原因があると

考える場合は、裁判所の許可を得て、回避できる（民事訴訟法規則第34条の9で引用する民事訴訟法規則第12条）。

(2) 関与の決定の取消し

裁判所は、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、専門委員を手続に関与させる決定を取り消すことができる（民訴法92条の4本文）。また、当事者双方から専門委員の関与の取消しを求める申立てがあった場合、裁判所は、専門委員の関与の決定を必ず取り消さなければならない（同但書）。関与の決定が取り消された場合、爾後、専門委員は当該事件に関与できないこととなる。

6. 受命裁判官⁽²³⁾ 又は受託裁判官⁽²⁴⁾ が行う手続における専門委員の関与

手続を受命裁判官又は受託裁判官が行う場合、原則として裁判所及び裁判長の職務はその裁判官が行う（民訴法92条の7本文）。一方、証拠調べ手続における、専門委員を手続に関与させる決定、その取消しの決定及び専門委員の指定は、受託裁判所が行うこととされる（同但書）。

7. 専門委員制度の現状

専門委員の活躍により裁判が円滑に進んだ例もあるようである。しかし、専門委員制度が発足してから日が浅い。また、専門委員の中には、訴訟に慣れていない者も多い。それ故、現在は、専門委員を知的財産権関連訴訟に慣れさせ、今後の活用の仕方を裁判所側が検討している時期といえる。

8. 専門委員の活用—当事者として—

専門委員が事件に関与することは、訴訟進行などによる程度の影響を与えるのだろうか。確かに、専門委員の事件への関与は、あくまで専門的知見に基づく「説明」であって、それは、訴訟資料や証拠資料とはならない。それゆえ、専門委員の説明を判決の基礎資料とするためには、当事者が別途証拠を提出する必要がある。

しかし、専門委員の説明は、専門家の説明として、裁判所の心象形成などに事実上影響することは十分考えられる。このため、専門委員を手続に関与させる場

合は、厳格な手続を経て決定されるのである（民訴法92条の2）。よって、専門委員が事件に関与することで、裁判官の理解を促し、訴訟を迅速かつ適切に進めるために貢献する可能性があるものと考えられる。

一方、事件に関する技術に明るくない専門委員が事件に関与した場合、誤った説明をすることも想定できる。それでは、却って、訴訟の進行が遅延することも考えられる。また、専門委員は非常勤の裁判所職員であるから、事件の当事者と何らかの経済的関連がある場合が多いと考えられる。たとえば、大学教授が専門委員の場合、その者の専門分野を扱う企業は通常それほど多くないと考えられるから、事件の当事者のいずれかがその者と何らかの関連がある場合がありうる。また、弁理士が専門委員の場合、その弁理士の顧客と事件の当事者が何らかの関連があるかもしれない。

したがって、専門委員が事件に関与する場合、当事者にまず専門委員を事件に関与させる旨の連絡がなされているので、その際に、専門委員として関与する者についての明確な意思表示をすることが有効であると考えられる。実際に、筆者が所属する事務所では、多くの知的財産権関連訴訟を扱っており、専門委員が事件に関与するケースもある。そのような場合に、たとえば、「〇〇の専門家希望する」といったことを明確に伝えることが効果的であった。その上で、事件に関与することが想定される専門委員については、その得意分野や経歴といった情報が開示されるので、その情報を踏まえて適切な専門委員を希望することが望ましい。このように事件にふさわしい専門委員を希望し、うまく活用することで、当事者および裁判所の理解を促し、迅速かつ適切な判決を促すことができる可能性があると考えられる。

9. まとめ

特許事件などの知的財産権関連訴訟では、対象となる技術を把握することが、迅速な裁判に有効である場合や、技術を理解しなければ適切な判断ができない場合もある。裁判所が取り扱う技術の中には、専門家でなければ理解に時間がかかるものもある。さらには、一方、専門委員は、その半数が技術系の大学教授であるように、技術に関する高い専門知識を有する者が多い。また弁理士のように、ある程度の専門的技術知識と、特許法に関する基礎知識を有しているものも含ま

れる。専門委員を訴訟手続に機動的に関与させ、彼らの専門的な知見に基づく説明を受けることで、裁判官の理解や適切な判断を促すことができると考えられる。よって、専門委員制度は、裁判所の知的財産関連事件への対応を強化するものといえる。また、当事者からすれば、専門委員をうまく活用することで、裁判所の技術理解を促し、迅速な事件解決が図られるものと考えられる。

専門委員制度は、専門知識を有するものを訴訟に関与させ、裁判所の対応を強化することを目的とする制度である。しかし、専門委員制度は、少なくとも主要国では例を見ない制度であり、我が国での運用も始まったばかりといえる。それ故、専門委員にどのような説明をさせるかといった具体的な運用は、定まっていない。また、専門委員の説明がどの程度裁判官へ影響を与えるかも未確定であるから、当事者としても、専門委員をどのように活用すべきかについて未確定な部分が多い。これらの点については、これからの事案の蓄積に応じて検討すべき課題といえる。

注

- (1) 専門委員（東京地方裁判所及び東京高等裁判所配属）、東京大学大学院工学系研究科博士課程、阿部・井澤・片山法律事務所
- (2) 平成16年11月30日に東京高等裁判所主催の専門委員研究会が開催された。同研究会によれば、平成16年11月1日において、知的財産関連の専門委員は173名とのことである。また、東京及び大阪以外の裁判所に配属される専門委員もいるとのことであった。東京地裁及び東京高裁での専門委員の関与の実績は、延べ74人（期日）であり、そのうち65人（期日）については、東京高裁における審決等取消訴訟事件とのことであった。
- (3) 平成15年最高裁判所規則20号、平成16年4月1日施行
- (4) 平成16年11月30日の専門委員研究会によれば、専門委員のうち日本弁理士会からの推薦者が30名とのことであった。筆者は、日本知財学会からの推薦により専門委員となった。なお、平成16年11月1日において、弁理士である専門委員は32名とのことであった。また、大学教授は85名とのことであった。即ち、173名の専門委員のうち、半数近くが大学教授ということになる。
- (5) 専門委員に支払われる手当ての額は、その上限が一日当たり2万4700円であり、その上限額の範囲内で基準にしたがって支給される。上限額が支払われるのは、訴訟事件の開始から終了までの時間が1時間を超えた場合である。この時間には、事前準備や裁判官との打合せ時間などは含まれない。勿論、専門委員という身分に由来する

- 報酬は一切支払われない。
- (6) 最高裁判所事務局『専門委員参考資料』8頁(2004年)。
- (7) 現在の運用では、当事者に専門委員が関与することについて意見を聴く際に、当該専門委員に関する資料(氏名、得意分野及び所属などが記載されたもの)が提示される。
- (8) 小野瀬厚=畑 瑞徳=武智克典「民事訴訟法等の一部を改正する法律の概要(2)」NBL No.769, 48-55頁(2003年)。
- (9) 現在のところ、専門委員は、ある事件について、特定の期日についてのみ裁判所に出頭し発言を求められるケースが主のようである。一方、専門委員がある事件に関与するのは、当事者の意見を聴き、又は同意を求め裁判所が専門委員の関与を決定した後である(民法92条の2)。このため、当事者が専門委員の関与を認める時期が、期日の直前であり、専門委員は、期日の直前になって当該事件の資料を入手する事態が多々起こっている。このため、平成16年11月30日の専門委員研究会では、多くの専門委員から資料を検討する時間に乏しいとの声が出されていた。
- (10) 新藤幸司『新民事訴訟法(第三版)418頁』(弘文堂, 2004年)。
- (11) 平成16年11月30日の専門委員研究会では、専門委員が関与する期日の30分程度前に、裁判官が専門委員に対して説明を希望する事柄を告げるといった事例が多かったとのことであった(研究会における裁判官のコメントによる)。
- (12) 中吉徹郎「知的財産訴訟の現状と平成16年4月からの新しい制度」L&T No.24,42頁(2004年)では、専門委員の関与場面について、「①特許の無効が問題となっている事件において、その特許出願当時の技術水準のとらえ方に争いがある場合に、その当時の技術水準について説明いただいたり、②当事者双方の技術に関する主張が噛み合わない場合に、それがどのようなことに起因すると考えられるのかについて説明いただいたり、③当事者が実験等を行おうとする場合に、最新の技術的知見に照らしてそれがその争点の照明手段として有効なものといえるのかについて説明いただいたりすることなどが考えられる」とする。
- (13) この点につき飯村敏明判事は、「専門委員は、専門的見解が問題となる事件について、専門家が訴訟手続に関与し、裁判所および当事者が専門家の説明を聴きながら訴訟を進めることにより、より専門性の高い審理を実現しようというものである。近年の技術分野の先端化、細分化には目覚ましいものがあり、また、技術革新のスピードが著しく、陳腐化も速度を増している。専門委員が知財訴訟の重要な期日に参加して、専門的知見に基づいて、裁判官をサポートすることは、知財訴訟の的確かつ迅速な審理判断の実現にきわめて有効である」としている(飯村敏明「知的財産権侵害訴訟の充実・迅速化に向けた新たな取り組み—東京地裁知的財産部の実務を中心として」NBL No. 769, 18頁(2003年))。また、大阪地方裁判所は、(専門委員制度により)「裁判所調査官に加えて、それぞれの技術分野の専門家の参加を得て、その専門的知見を活用できるようになることは、知財訴訟における適正で迅速な審理を進めるために有用であると考えられる。そこで、当部でも、専門員制度の適切な活用を図っていきたいと考えており、現在、その運用方法を検討しているところである」としている(小松一雄=守山修生「大阪地方裁判所知的財産部における審理充実のための取組みについて」NBL No.769, 39頁(2003年))。
- (14) この点については、条文上明確に規定されていない。しかし、「専門委員は、期日に臨むに当たって、当事者等から提出された書類や記録を検討して基本的に事実関係を把握することまたは説明に必要な文献等を調査すること等の準備をすることが、その職責として求められている。」とされる(餘多分宏聡=藤田敏之「改正民事訴訟規則および専門委員規則の概要」NBL No.778, 28頁(2004年))。同旨(最高裁判所事務局『専門委員参考資料』39頁(2004年))。
- (15) 専門委員が手続に関与するに当たり、専門委員には関与事件に関するそれまでの一件書類が郵送される。確かに、専門委員は、技術などの専門家である。しかし、専門委員の多くは、訴訟に慣れていない。よって、専門委員はいきなり送られてきた事件関係の書類をどのように吟味すればよいかわからないという者が多いようであった。そこで、裁判長は、専門委員に説明を求める事柄を明確に伝えることが望ましいと思われる。そうすることで専門委員は、説明することが求められた事柄を中心に事前準備をすることができ、適切な説明ができると考えられる。
- (16) 準備の内容を当事者に通知するので、例えば専門委員が所定の場所において準備を行う場合、当事者は、専門委員と日程を調整した上で、必要に応じて当該準備に立ち会うことができる。建築関連事件や医療関連事件であればともかく、知的財産権関連の事件では、当事者が準備に立ち会う必要が生ずる機会に乏しいと考えられる。
- (17) 平成16年11月30日の専門委員研究会では、専門委員の発言を利用すべきかどうかは裁判所が判断するので、専門委員は思ったことを自由に発言して欲しいとのことであり、これは、裁判官の一致した意見のようであった。
- (18) 餘多分宏聡=藤田敏之「改正民事訴訟規則および専門委員規則の概要」NBL No.778, 28頁(2004年)
- (19) 裁判書記官が当事者双方に通知するのは、「裁判長が専門委員から説明を聞くに当たって、あらかじめ説明を求める事項を専門委員に伝えておけば手続が円滑に進む一方、当該事項が訴訟関係を明瞭にする上で重要な事項であるときは、当事者の攻撃防御方法の提出等に影響を及ぼす可能性がある。そこで、専門委員の関与する手続の透明性を確保し、その信頼性を高めるという観点から、裁判所書記官は、このような事項については、当事者双

方に対し通知しなければならないものとされた。」(餘多分宏聡=藤田敏之「改正民事訴訟規則および専門委員規則の概要」NBL No.778, 27頁(2004年))。

(20) 最高裁判所事務局『専門委員参考資料』29頁(2004年)。

(21) 同上

(22) ただし、知的財産関連の専門委員の関与が必要となる事件において、証人尋問が行われることは殆どないと考えられる。

(23) 合議体は、合議体全員の時間と労力を省くため、法廷

された事項の処理を、その構成員の一部に委任することができる(民訴法88条, 同89条, 同185条1項, 268条)。この委任を受けた裁判官を受任裁判官とよぶ(新藤幸司『新民事訴訟法(第三版)71頁』(弘文堂, 2004年))。

(24) 受訴裁判所(訴訟事件が継続する裁判所)が他の裁判所に一定の事項(89条, 185条, 195条, 206条など)の処理を囑託した場合に、その処理に当たる裁判官を囑託した受訴裁判所との関係で受託裁判官という(新藤幸司『新民事訴訟法(第三版)72頁』(弘文堂, 2004年))。

(原稿受領2004.12.2)